

## 愛寿園入居者利用料の目安

介護福祉施設サービス費(多床室)

H30年8月1日改定

要介護度	所得段階	1日あたりの自己負担金(単位:円)							1ヶ月(30日)の自己負担金(概算の為参考値)	備考
		利用者負担分(1割)相当額	加算1※	加算2*	合算後	食費	居住費	計		
1	1	557	83 (30円/月)	40	710	300	0	1,010	30,300	
	2					390	370	1,470	44,100	
	3					650	370	1,730	51,900	
	4					1,380	840	2,930	87,900	
2	1	625	83 (30円/月)	44	782	300	0	1,082	32,460	
	2					390	370	1,542	46,260	
	3					650	370	1,802	54,060	
	4					1,380	840	3,002	90,060	
3	1	695	83 (30円/月)	48	856	300	0	1,156	34,680	
	2					390	370	1,616	48,480	
	3					650	370	1,876	56,280	
	4					1,380	840	3,076	92,280	
4	1	763	83 (30円/月)	53	929	300	0	1,229	36,870	
	2					390	370	1,689	50,670	
	3					650	370	1,949	58,470	
	4					1,380	840	3,149	94,470	
5	1	829	83 (30円/月)	57	999	300	0	1,299	38,970	
	2					390	370	1,759	52,770	
	3					650	370	2,019	60,570	
	4					1,380	840	3,219	96,570	

加算1※日常生活継続支援加算(36円/日) 看護体制加算Ⅱイ(13円/日)

夜勤職員配置加算Ⅲ1(28円/日) 口腔衛生管理体制加算(30円/月)

加算2\* 介護職員処遇改善加算(介護保険料+加算1)×6.0%

その他加算

・外泊時費用(病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合)246円/日

・初期加算(入所日から30日以内の期間。入院後の再入所も同様) 30円/日

居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関するガイドラインにより、基準費用額を定めています。

※上記の料金は参考料金です。正確な利用料につきましては直接お問い合わせくださいませ

○「高額介護サービス費」について

「高額介護サービス費」とは、月々の介護サービスの1割負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定するものです。第1段階及び第2段階の方は月額15,000円、第3段階の方は月額24,600円、第4段階の方は月額44,400円となっています。その上限額を超える額が高額介護サービス費として保険給付が行われます。

所得段階第1段階

・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者

・生活保護受給者

所得段階第2段階

・市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下

所得段階第3段階

・市町村民税世帯非課税者であって、所得段階第2段階該当者以外(80万円～266万円以下)

所得段階第4段階

・市町村民税本人非課税者、市町村民税課税者(266万円超)

## 愛寿園入居者利用料の目安

介護福祉施設サービス費(従来型個室) H30年8月1日改定

要介護度	所得段階	1日あたりの自己負担金(単位:円)							1ヶ月(30日)の自己負担金(概算の為参考値)	備考
		利用者負担分(1割)相当額	加算1※	加算2*	合算後	食費	居住費	計		
1	1	557	83 (30円/月)	40	710	300	320	1,330	39,900	
	2					390	420	1,520	45,600	
	3					650	820	2,180	65,400	
	4					1,380	1,150	3,240	97,200	
2	1	625	83 (30円/月)	44	782	300	320	1,402	42,060	
	2					390	420	1,592	47,760	
	3					650	820	2,252	67,560	
	4					1,380	1,150	3,312	99,360	
3	1	695	83 (30円/月)	48	856	300	320	1,476	44,280	
	2					390	420	1,666	49,980	
	3					650	820	2,326	69,780	
	4					1,380	1,150	3,386	101,580	
4	1	763	83 (30円/月)	53	929	300	320	1,549	46,470	
	2					390	420	1,739	52,170	
	3					650	820	2,399	71,970	
	4					1,380	1,150	3,459	103,770	
5	1	829	83 (30円/月)	57	999	300	320	1,619	48,570	
	2					390	420	1,809	54,270	
	3					650	820	2,469	74,070	
	4					1,380	1,150	3,529	105,870	

加算1※日常生活継続支援加算(36円/日) 看護体制加算Ⅱイ(13円/日)

夜勤職員配置加算Ⅲ1(28円/日) 口腔衛生管理体制加算(30円/月)

加算2\* 介護職員処遇改善加算(介護保険料+加算1)×6.0%

その他加算

・外泊時費用(病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合)246円/日

・初期加算(入所日から30日以内の期間。入院後の再入所も同様) 30円/日

居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関するガイドラインにより、基準費用額を定めています。

※上記の料金は参考料金です。正確な利用料につきましては直接お問い合わせくださいませ

○「高額介護サービス費」について

「高額介護サービス費」とは、月々の介護サービスの1割負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定するものです。第1段階及び第2段階の方は月額15,000円、第3段階の方は月額24,600円、第4段階の方は月額44,400円となっています。その上限額を超える額が高額介護サービス費として保険給付が行われます。

所得段階第1段階

・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者

・生活保護受給者

所得段階第2段階

・市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下

所得段階第3段階

・市町村民税世帯非課税者であって、所得段階第2段階該当者以外(80万円～266万円以下)

所得段階第4段階

・市町村民税本人非課税者、市町村民税課税者(266万円超)